

# 令和8年度 全国戦没者追悼式遺族参列実施要綱

## 1 趣 旨

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」の政府行事の一環として実施される全国戦没者追悼式に京都府の遺族代表の参列を願い、併せて東京都内を案内し、遺族の日ごろの労苦を慰謝激励するものとする。

## 2 対象及び参列条件

### (1) 対 象

先の大戦における死没者（軍人、軍属、準軍属のほか、外地及び本邦で死亡した一般人を含む。）と、次の続柄にある京都府在住の者。

- ア 配偶者、子、孫、曾孫、兄弟姉妹、甥・姪、姪孫、子・兄弟姉妹・孫の配偶者
- イ 死没者と血縁関係にある18歳未満の者とその親族等

### (2) 参列条件

ア 全国戦没者追悼式への参列に耐えられる健康状態にある者であること。また、このことを確認するため、全ての参列遺族について、「健康状態に係る申告書」の提出を必要とする。

イ 階段昇降を含む団体行動に支障のある参列者は、付添人又は同行参列者がいること。

ウ 2回目の参列も可とするが、過去に一度もこの追悼式に参列したことがない者を優先するものとする。

エ (1)アに該当する者については、同一年度は原則として死没者一柱につき遺族1名とし、(1)イに該当する者については、原則として死没者一柱につき3名まで、4組以内とする。なお、両方に該当する場合は(1)イの条件を適用する。

## 3 参列遺族人数及び保健所等別人数

### (1) 参列遺族人数

95名

(内訳) 2(1)アの該当者 83名

2(1)イの該当者 4組(各3名)以内

なお、都道府県遺族代表献花者(正・副各1名)を上記参列遺族から選定する。

### (2) 保健所等別人数

別紙のとおり

## 4 参列遺族の決定

参列遺族は、保健所長及び京都市保健福祉局長の推薦に基づいて、知事が決定する。

## 5 日 程

別表のとおりとする。

ただし、都合により変更する場合がある。

別紙

令和8年度 参列遺族保健所等別人数内訳

保 健 所	人 数 (人)
乙 訓	3
山 城 北	13
山 城 南	4
南 丹	11
中 丹 西	5
中 丹 東 (献花者1名含む)	10
丹 後	6
保 健 所 計	52
京 都 市	30
原 爆 被 爆 者	1
18歳未満遺族枠 (各圏域から1組) ※	4組 (最大12人)
<b>合 計</b>	<b>95</b>

※各圏域から1組（計4組）を選出

圏域の区分

北部圏域：宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

福知山市、舞鶴市、綾部市

中部圏域：亀岡市、南丹市、京丹波町

向日市、長岡京市、大山崎町

南部圏域：宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町

宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

京都市圏域：京都市

別表

令和8年度 全国戦没者追悼式参列日程

月 日	時 刻	日 程
8月14日(金)	11:30	受付開始(京都駅八条口)
	12:00	集合、班編成
	12:10	新幹線ホームへ移動
	12:30(予定)	京都駅発
	14:38(予定)	品川駅着
	15:10	東京都内案内
	17:30	宿舎着
	18:10	夕食会
8月15日(土)	8:30	宿舎発
	9:00(予定)	日本武道館着、全国戦没者追悼式参列
	13:45(予定)	同 出発
	14:05(予定)	東京駅着
	14:42(予定)	同 発
	16:57(予定)	京都駅着、解散